

記者発表資料  
平成28年9月12日  
林業振興課(地域林業振興班)  
担当者 玉田, 前山  
内線 2914

## 特用林産物の出荷制限指示について ＜野生きのこ：村田町＞

平成28年9月12日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し、村田町における野生きのこの出荷制限指示が出されました。

今回の指示に基づき、村田町及び市場等流通関係者に対し、野生きのこの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお、県では、基準値を超える特用林産物が流通しないよう、引き続き出荷前の検査を徹底してまいります。

### 【基準値を超過した野生きのこの品目】

単位：ベクレル/kg，放射性セシウム合算値

市町村	品目	採取年月日	検査年月日	公表年月日	測定値	基準値	検査機関
村田町	野生きのこ (アカヤマドリ)	H28年9月7日	H28年9月9日	H28年9月9日	210	100	エヌエス環境株式会社
村田町	野生きのこ (アカヤマドリ)	H28年9月7日	H28年9月9日	H28年9月9日	200	100	エヌエス環境株式会社

注) 村田町に対しては、公表の日に出荷自粛を要請しています。